

# 神戸聯合會規約

## 第一章 總 則

第一條 本會を日本労働總同盟神戸聯合會と稱し本部を神戸市内に置く

第二條 本會は神戸市内及其附近に於ける日本労働總同盟加盟労働組合を以て組織す

## 第二章 目的及事業

第三條 本會は日本労働總同盟の綱領並に主張の貫徹を期し加盟組合の連絡統一を圖るを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達せんが爲め左の各部を置き事業を行ふ

- 一、爭議部
- 二、教育部
- 三、宣傳部
- 四、調査及法律部
- 五、職業紹介部
- 六、政治及國際部
- 七、財政及共済部

但各部署業細則は別に之を定む

## 第三章 機 關

第五條 本會に左の機關を置く

- 一、大會
- 二、代議員會
- 三、執行委員會
- 四、部門委員會

第六條 大會は役員並に代議員及び加盟組合選出大會代議員を以て組織し毎年一回開催す

第七條 但聯合會代議員會の必要と認めたる時は臨時大會を開催する事を得

第八條 大會は聯合會長之を召集し本會の重要事項を協議決定す

第九條 大會議長は聯合會長之に任し議事は出席代議員の過半数を以て決す

第十條 執行委員會は聯合會長副會長主事及各部長を以て組織し大會及聯合會代議員會の決定事項を執行するものとす

第十一條 執行委員長は聯合會長之に任す但執行委員會は毎週一回以上開催するものとす

第十二條 聯合會代議員會は大會の決議に基き次の大會に到るまでの一切の臨時事件を協議決定す

第十三條 但代議員會は一ヶ月一回以上開催するものとす

## 第四章 役 員

第十四條 本會に左の役員を置く

- 一、聯合會長一名
- 二、副會長一名
- 三、主事一名
- 四、會計一名
- 五、代議員若干名
- 六、執行委員(部長)若干名

但聯合會代議員會の必要と認めたる場合は有給書記を任命する事を得

第十四條 聯合會長及副會長は大會に於て之を選挙す

第十五條 聯合會代議員は各加盟組合より選出するものとす

但百名迄の組合は組合長及支部長以外に三名、二百名迄は同五名、五百名迄は同八名、五百名以上は百名を増す毎に一名を増す事

第十六條 執行委員は聯合會代議員會の互選とし各部長を兼任す

第十七條 但各部門委員は各部長之を選任す

第十八條 主事は聯合會代議員會に於て選挙し會計は財政及共済部長を以て之に任す

第十九條 各役員は任期は一ヶ年とし補缺選挙の場合には前任者の残任期間を繼承するものとす

## 第五章 加盟及脱退

第二十條 本會に加盟せんとする組合は組合規約及び組合員數支部數を明記し聯合會代議員會の承認を得べきものとす

第二十一條 加盟組合にして若し本會を脱會せんとする時は其の理由を具し届出づべし

第二十二條 本會の加盟組合にして日本労働總同盟、關西労働同盟會並に本會の規約及決議に違反したる時は大會三分の二以上の決議に依り除名す

## 第六章 會 計

第二十三條 本會の經費は加盟組合より徴收し之れに充つ

第二十四條 本會の豫算及決算は大會の承認を得ることを要し且つ其の會計狀態を委員會に報告するものとす

## 第七章 附 則

第二十五條 本會の規約は大會に於て出席代議員三分の二以上の同意あるにあらざれば改正することを不得す

第二十六條 本規約は大正十三年四月三日より實施す

以 上